

3月識字率向上月間です
THE WEEKLY REPORT

R I 第 2820 地区

水海道ロータリークラブ

2009-2010年度 テーマ

増やそう 新しい仲間たち！
開こう 未来への扉を！



2009-2010 年度 R I 会長
ジョン・ケニー

次回例会予定 3月10日 外部卓話 常総市警察署長
3月17日 移動例会

VOL. 47 No. 28 (通算No. 2230)

2010年3月3日(水)例会プログラム

点 鐘

君が代・ロータリーソング

ビジター紹介

出席報告

SAA報告

諸 報 告

幹事報告

会長挨拶

外部卓話 坂寄 恵様 識字率向上月間に因んで



「結城の古い街並み」

写真提供: 上野 博会員

2009 - 2010年度

会長 田 上 秀 雄

幹事 武 藤 康 之

創立 1963年9月25日

例 会 場 ・ 例 会 日

〒303-0023 茨城県常総市水海道宝町 2790

常陽銀行水海道支店内 3F

毎週 水曜日 12:30 ~ 13:30 0297-22-1251

事 務 所

〒303-0023 茨城県常総市水海道宝町 3386

釜久ビル 3F

0297-30-0875 Fax0297-30-0876

E-mail mitsu-rc@lapis.plala.or.jp

URL <http://www.mitukaido-rc.jp/>

3月識字率向上月間です THE WEEKLY REPORT

例会報告 Vol.47 No.27 (No.2229) 2月17日(水)曇り (司会 斎藤広巳委員長)

本例会での主な事項

会長挨拶

外部卓話 常総市市民生活部長 糸賀 達様

ピジター

常総市市民生活部長 糸賀 達様

委 嘱 状

鈴木 豊会員 社会奉仕総括委員長

染谷秀雄会員 新世代並びにライラ委員



諸 報 告

親睦活動委員会 山野井周一委員長

観劇会のご案内・・・3月13日(土) 14:00 白井石油さん前よりバス出発

シルク・ドゥ・ソレイユ シアター東京「ZED」

幹事報告 武藤康之幹事

週報受理クラブ なし

例会変更通知 なし

会 長 挨 拶 田上秀雄会長



皆さん、こんにちは。

常総市市民生活部長 糸賀 達様、ようこそいらっしゃいました。会員一同心よりご歓迎申し上げます。また、後程卓話宜しくお願い致します。

今日は先週末より開催されている冬季オリンピックについてお話します。1898年、第1回「夏季」オリンピックがパリで開催されてから遅れること28年、初めての冬季オリンピック大会は1924年、同じくフランスのシャモニー・モンブランで開かれました。1908年の第4回ロンドン大会では、なんとフィギュアスケートが競技に加えられました。第1回大会には、16カ国

から258名が参加、スキー、スケート、アイスホッケー、ボブスレー(4人乗り)の4競技、14種目が行われました。ノルウェー、スウェーデン、フィンランドの北欧3ヶ国も参加し、この3ヶ国が14種目中9つの金メダルを取りました。日本が初めて参加したのが1928年スイスでの第2回サンモリッツ冬季大会でした。スキー競技に6名の選手が参加しています。第4回ガルミッシュ・パルテンキルヘン冬季大会(ドイツ、1936

3月識字率向上月間です THE WEEKLY REPORT

年)では、初めてアルペン競技が実施されました。

第二次世界大戦中の1940、1944年の冬季大会は連続して中止されました。1956年の第7回コルチナ・ダンベッツォ冬季大会(イタリア)では、オーストリアのトニー・ザイラーが、スキーのアルペン競技で初の三冠王となり話題をさらいました。また、この大会で猪谷千春選手が、スキー回転競技で銀メダルを獲得しました。これが冬季大会で日本初のメダルとなりました。1972年の第11回札幌大会では、スキー70m級ジャンプで、笠谷幸生、金野昭次、青地清二の各選手がそれぞれ金銀銅を取り、表彰台を独占しました。1998年第18回長野大会では金5個、銀1個、銅4個と最高の成績を収めました。以後、今回の第21回バンクーバー大会まで低迷しています。今回はどうかよい成績を残せるようにと期待しています。

外部卓話 常総市市民生活部長 糸賀 達様



市民協働の推進

本格的な地方分権の時代を迎え、地方自治体では自らの決定と責任のもと、特色あるまちづくりが強く求められています。

一方、社会経済情勢の変化に伴い、市民ニーズも複雑・多様化し、行政だけでは解決しきれない課題に向けて、市民と行政の連携・協力が求められ、「協働」の理念に基づく新たなまちづくりへの変革が必要となってきました。そのなかで、市民団体やNPO、ボランティア団体が、まちづくりや地域の課題解決に、市民自らが主体となって取り組む意識も高まってきています。

この「協働」を進めるためには、行政職員の意識改革と「市民協働」の基本的な考え方を、市民の皆さんに浸透させていくことが重要です。市役所全体で、協働についての共通認識をもってそれぞれの事業に取り組み、協働の実践を通じて行政職員と市民の意識を高め、市民協働のまちづくりを推進します。

常総市総合計画

第6章 市民と歩むまちづくり(まちづくり推進力の強化)
《参画と協働の仕組みをつくり、活動の輪を広げる》

3. 地域協働の推進

(1) 地域協働の仕組みづくり

- ① 地域協働のまちづくり指針の制定
地域協働と市民自治の指針を定める条例、協働のまちづくり推進計画などの、市民参画による協働策定体制での検討。
- ② 地域協働意識の啓発と活動組織の育成
市民と行政が情報交換をしながら、地域課題解決に向けた対策について、ともに考える催いの充実(まちづくり研修会、市民討論会、フォーラム…)
- ③ 市民活動支援制度の強化
市民活動支援担当の設置
- ④ 市政の各段階での市民参画の促進
- ⑤ まちづくり組織再編の検討

(2) まちづく協働活動の展開

- ① 地域協働を促進する事業の拡充
庁内各課における地域協働を促進する事業の拡充
- ② まちづくり協働活動の支援
まちづくり活動やコミュニティビジネスの積極的支援…
- ③ 市民組織等への業務委託の推進
協働のまちづくりを担う多様な主体育成にあわせた公共施設の指定管理者制度への移行や管理委託…

<現状と課題>

- ① 地方分権の進展に伴い、これまでのような行政主導のまちづくりから、住民主導によるまちづくりに移行していく、新たなまちづくりの仕組みへの変革が求められています。
- ② 地方自治体は、これまで以上に自立性を高め、限られた財源と人材を有効に活用する行政改革を一層推進するとともに、地域住民や各種団体、NPO、企業など、多様な主体が参画し、連携と分担で公共的なサービス分野を担っていく地域協働型の自治体経営に変革する必要があります。
- ③ これまでも各種団体や地域コミュニティなどの主体的な活動を支援してきましたが、合併後の活動は旧市町を単位とした活動が多く、市全体の活動に展開していく仕組みが弱い現状にあります。今後は、全市的な観点から、主体的なまちづくり活動をさらに実践していくための仕組みづくりと、様々な地域活動を支援するとともに、相互の交流や連携活動を深めるために必要な方策などを企画、検討、実施し、より効果的な活動に展開していくことが必要です。
- ④ 各種団体や地域コミュニティなどの組織活動を通じ、活動団体相互の交流や連携を進め、まちづくりについての提言を行い、地域協働のまちづくりを先導的に担う組織として育成していくことが必要です。さらに、行政区におけるコミュニティ活動の強化を図り、地域課題に主体的に取り組むまちづくり活動を積極的に支援していくとともに、公共的なサービスを担う力を備えた各種団体やNPO、コミュニティビジネス事業者、民間事業者などの育成を進めていくことも必要です。

3月識字率向上月間です THE WEEKLY REPORT

⑤住民自治意識の啓蒙と自主的なまちづくりを担う人材の育成に努めるとともに、公共的なサービスを行政と住民が連携、分担していく、地域協働のまちづくりを構築し、主体的な活動を促進するための支援体制を一層充実していくことが必要です。

＜施策の方向性＞

市民自らが主体的にまちづくりに参画することによって、地域活力を増強していくことをめざす市民とともに創るまちづくり体制を構築し、地域協働と市民自治の活動を推進していきます。

常総市市民協働のまちづくり推進条例

協働の考え方

（前文） 私たち常総市民の心からの願いは、明るく住みよい、生き生きとした地域社会を築き、美しい自然に恵まれた、健康的な環境を次の世代へ引き継ぐことである。

しかし、社会経済情勢の変化に伴って人々の価値観や生活様式が大きく変化し、市民の行政に対するニーズも多様化、複雑化しつつある中において、少子・高齢化を始め、教育、福祉、環境、防災、財政などさまざまな行政運営の課題に直面しているとともに、地方分権の進展によって地方公共団体の自らの決定と責任の範囲が拡大し、特色あるまちづくりが求められている。

このような課題を解決し、よりよいまちづくりを推進していくためには、地域社会を構成する一人ひとりの市民、市民活動団体、事業者、そして行政が相互の理解と信頼に基づき、それぞれの特性を生かしながら、協働していくことが必要である。

私たちは、人と人とのつながりを大切にし、互いに支え合い、市民協働のまちづくりを推進することにより、将来にわたって市民が誇りの持てる個性豊かな地域社会の実現を目指して、ここに、この条例を制定する。

協働の基本理念

（基本理念） 第3条 市民、市民活動団体、事業者及び市は、対等の立場でそれぞれの責務及び役割を理解し、市民協働のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民、市民活動団体、事業者及び市は、市民協働のまちづくりを推進するため、情報を積極的に公開し、共有するとともに、相互に参加及び参画を図らなければならない。

3 市は、市民活動の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

4 市の市民活動団体に対する支援は、その公益性に基づき、公正に行われなければならない。

協働における市民と行政の役割

（市民の役割） 第4条 市民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、自らが暮らす地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、行動するとともに、まちづくりに積極的に参加し、又は参画する意識を持つよう努めるものとする。

2 市民は、市民活動に関する理解を深め、その活動の発展及び促進に協力するよう努めるものとする。

3 前2項に規定する市民の役割は、強制されるものではなく、個々の市民の自発性に基づいて行うものでなければならない。

（市民活動団体の役割）…第5条

（事業者の役割）…第6条

（市の役割） 第7条 市は、基本理念に基づき、市民、市民活動団体及び事業者の参加又は参画を得て、市民協働のまちづくりを推進するための施策を実施するよう努めるものとする。

2 市は、市民協働のまちづくりが活発に行われるための環境の整備等を図るよう努めるものとする。

3 市は、市民協働のまちづくりに資する情報を積極的に公表し、市民に対する説明責任を果たすものとする。

目的

（目的） 第1条 この条例は、市民協働のまちづくりの推進に関する基本理念を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、互いに連携し、協力することで、一層の公益の増進を図り、もって魅力と活力ある地域社会の発展と新しい公共の創造に寄与することを目的とする。

定義

（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) **市民協働のまちづくり** 市民、市民活動団体、事業者及び市がその自主的な行動のもとに、お互いに良きパートナーとして連携して協力し、それぞれが自らの経験、知識及び責任においてまちづくりに取り組むことをいう。

(2) **市民活動** 市民、市民活動団体及び事業者が自発的かつ自律的に行う活動であって、営利を目的としない公益性のあるものをいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(3) **市民** 市内に在住し、在勤し、又は在学する者及び市民活動に参加する者をいう。

(4) **市民活動団体** 市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。

(5) **事業者** 営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

市民協働事業

（施策の実施） 第8条 前条第1項の規定により市が実施する施策は、次のとおりとする。

(1) **意見公募**（市の施策の策定過程において、当該施策の案を公表し、これに対する市民の意見を考慮して当該施策の意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続をいう。）

(2) **市民提案**（市民が具体的な政策等を提案し、その提案に対する市の考え方を公表するとともに、提案をした市民に回答する手続をいう。）

(3) **ワークショップ**（政策等について、市と市民が対等な立場で行う議論又は作業を通じて意見を集約するための会合をいう。）

(4) **公聴会等**（政策等について、市が広く市民の意見を聴取するための会合をいう。）

(5) **附属機関等の委員の公募**（市の附属機関又はこれに準じる機関等において、市民が参加し、意見を述べる機会を確保するため、当該附属機関等の委員について市民から公募することをいう。）

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が適当と認める施策

財政支援

（財政的支援） 第9条 市長は、市民活動団体が行う市民活動を促進するため、公益上必要があり、かつ、当該市民活動団体の自立性を損なわないと認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付等財政的な支援をすることができる。

（市民活動団体の登録）…第10条

（行政サービスへの参入機会の提供）…第11条

（市民協働のまちづくり推進委員会）…第12条

（意見、提案等への対応）…第13条

（委任）…第14条

附則：この条例は、平成21年4月1日から施行する。

3月識字率向上月間です THE WEEKLY REPORT

出席報告 (古谷榮一委員)

会員総数	出席者数	欠席者数	賜暇	メーク	出席率
53名	39名	8名	0名	1名	75.47%

ニコニコボックス 瀬戸隆海委員長

入金計 ￥20,000 累計 ￥1,532,000

糸賀さん、宜しくお願いします。 田上会員

糸賀部長、卓話宜しくお願いします。 斎藤会員

観劇会宜しくお願い致します。 山野井会員

その他 横山会員

隅屋さんに叱咤激励を頂きました。とても気持ち良かったです。 瀬戸会員

早退します。 島田・石塚(克)・五木田(利) 各会員

例会欠席しました。 鈴木(豊)・染谷(秀)・五木田(裕) 各会員

会報委員会 染谷正美委員長 秋田政夫副委員長 上野 博委員

IM写真集

平成22年2月20日(土)



3月識字率向上月間です
THE WEEKLY REPORT



会員の皆様、お疲れ様でした。